設計業務に係る合同現地踏査実施要領

令和８年 11 月１日 制定

１　趣旨

本要領は、広島県土木建築局が発注する設計業務において、受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連する事業の情報等を確認するとともに、設計方針を共有することで、円滑な業務の履行や設計成果の品質向上を図るため、合同現地踏査の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

２　対象業務

(1)　発注者指定型

次に掲げる重要構造物に関する詳細設計業務は、原則、発注者指定型で実施する。

函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC 躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC 擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

その他の詳細設計業務についても、発注者が必要と認めた業務は、発注者指定型で実施する。

(2)　受注者希望型

その他の設計業務において受注者が希望する場合は、発注者と合同現地調査に取り組む内容等を協議したうえで、実施の有無を決定する。

３　実施内容

合同現地踏査に先立ち、受注者は事前に確認事項等を整理した上で、適切な時期に合同現地踏査を行うこと。

実施後、受注者は実施内容を業務打合せ簿に記録し、発注者へ提出するものとする。

なお、受発注者間の協議により、複数回実施することもできる。

（確認事項の例）

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路、地元からの条件　等

４　実施体制

(1)　発注者

総括調査員又は主任調査員、調査員（原則、２名以上で参加する。）

(2)　受注者

管理技術者、担当技術者

必要に応じて、地質調査業務の担当技術者等を参加させることができる。

(3)　その他関係者（必要に応じて）

占用事業者等（埋設管、架空線等）

なお、地質構造の複雑な箇所や地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場においては、合同現地踏査に地質調査業務の受注者を参画させ、留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

５　積算方法

発注者は対象業務について、土木設計業務等標準積算基準書に基づき、当初設計数量として計上する。

また、当初設計数量として計上していないが、合同現地踏査を受注者が希望する場合は、発注者と合同現地踏査の実施内容等を協議の上、必要に応じて設計変更する。

７　特記仕様書の記載例

【発注者指定型（当初計上）の場合】

本業務は、「設計業務等共通仕様書_第１編共通編_第２章　設計業務等一般_第 1202 条　現地踏査_２」に規定する合同現地踏査の対象業務である。

実施に当たっては、広島県の「設計業務に係る合同現地踏査実施要領（令和８年 11 月１日制定）」に従うこと。

【受注者希望型（当初未計上）の場合】

本業務は、「設計業務等共通仕様書_第１編共通編_第２章　設計業務等一般_第 1202 条　現地踏査_２」に規定する合同現地踏査を希望することができる。

受注者は、合同現地踏査を希望する場合、業務打合せ簿により、広島県の「設計業務に係る合同現地踏査実施要領（令和８年 11 月１日制定）」に従い、実施内容等を記載の上、発注者と協議するものとする。

８　その他

本要領によりがたい場合は、受発注者間で協議し実施すること。